

【令和5年度 熊本市の中小企業融資制度】												令和5年(2023年)4月3日現在
こんなとき	制度名	融資対象者	資金使途	融資限度額	融資期間及び利率	保証料率	責任共有制 度	連帯保証人	返済方法	相談窓口	取扱金融機関	
新たに事業を始めるとき	創業サポート資金	● 新規に事業を起こす(起こした)者であって、次のいずれかに該当する者 (1) 市内に住所を有し、事業を営んでない個人であって、1か月以内に新たに個人事業を開始する者(注) (2) 市内に住所を有し、事業を営んでない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立する者(注) (3) 市内に住所を有し、個人事業を開始した日以後1年未満の者 (4) 市内に本店登記を有する法人であって、会社設立の日(法人登記日)以後1年未満の者 (注) 産業競争力強化法第2条第29項第1号、第3号に規定する認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けた者は6月以内 ※ 熊本県外に住民登録後1年以上経過し、定住を目的として熊本市内に住民登録後、1年以内の者は、全額保証料補給あり。 ※ 熊本市事業承継者に対する利子補給要綱第2条第1項第2号に該当する者は、全額保証料補給の特例あり。	運転資金 設備資金 (※熊本市内の事業所(店舗)にかかる資金に限る)	2, 000万円以内	3年以内 固定 年1.30%以内 5年以内 固定 年1.45%以内 7年以内 固定 年1.60%以内 (据置 1年以内)	●令和5年12月28日保証申込受付かつ令和6年3月末日までの融資実行分 年0.00%(期間限定) ※市補助・補給後 ●上記以外 年0.35% (特例対象者は年0.00%) ※市補助・補給後	対象外	必要となる場合がある。 ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は 原則不要。	元金均等返済	XOSS POINT. 取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会	肥後銀行 熊本銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 横浜幸銀信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫	
運転資金や設備資金が必要なとき	経営向上小口資金	● 市内に1年以上住所(法人の場合は本店登記)を有し、かつ同一事業を1年以上経営している小規模企業者従業員20人以下(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下)であること。 ● この融資と既存の保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計2, 000万円の範囲内であること。 ※ 熊本市事業承継者に対する利子補給要綱第2条第1項第1号に該当する者は、保証料補給の特例あり。	運転資金 設備資金	1, 000万円以内	3年以内 固定 年1.70%以内 4年以内 固定 年1.80%以内 5年以内 固定 年1.90%以内 (据置 6か月以内)	年0.25%～1.10% (特例対象者は年0.00%) ※市補給後			対象外			分割返済 または 一括返済
	小口資金	● 市内に1年以上住所(法人の場合は本店登記)を有し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ● 従業員20人以下であること。		1, 000万円以内	30か月 固定 年2.00%以内 45か月 固定 年2.10%以内 60か月 固定 年2.20%以内 (据置 6か月以内)	年0.225%～0.625% ※市補給後	対象		元金均等返済			
	経営活性化資金	● 市内に1年以上住所(法人の場合は本店登記)を有し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者及び組合		3, 000万円以内	3年以内 固定 年2.10%以内 5年以内 固定 年2.20%以内 7年以内 固定 年2.30%以内 (据置 12か月以内)	年0.25%～1.70% ※市補助後	対象		元金均等返済 または 一括返済			
補助金を活用して新たな事業展開に取り組むとき	補助金活用支援資金	● 市内に1年以上住所(法人の場合は本店登記)を有し、かつ1年以上経営している中小企業者 ● 国や地方自治体等から補助金の交付決定を受けていること。 ※ 借入申込時の必要書類:補助金に関する「交付決定通知書(写)」+「申請書類(写)」 ※ 取扱期間は、令和5年12月28日保証申込受付かつ令和6年3月31日融資実行分まで	運転資金 設備資金 (※補助対象事業の実施に必要な資金に限る)	3, 000万円以内	7年以内 固定 年1.85%以内 (据置 1年以内)	年0.00% ※市補給後						
大型店の進出・撤退で影響があったとき 倒産企業に対し回収が難しい債権があるとき 災害により被害を受けたとき	経営安定特例資金	● 市内に1年以上住所(法人の場合は本店登記)を有し、かつ同一事業を1年以上(天災地変・火災の場合6か月以上)経営している中小企業者で次のいずれかに該当する者 (1) 大規模小売店(床面積1000㎡超)の進出又は増床により経営に影響を受けると市長が認めた者 (2) 倒産企業に対して直接取引をおこなっている者で、50万円以上の売掛債権を有しその回収が困難であると市長が認めた者 (3) 天災地変・火災により被害を受けた中小企業者と市長が認めた者 (4) 大規模小売店の撤退、譲渡又は縮小に伴い経営に影響を受けると市長が認めた者 ※ 上記4項目については融資申込前に市の認定が必要となります。なお、認定に要する期間は、申請から交付まで2週間程度かかります。	運転資金 設備資金 (※(1)(4)については設備資金のみ)	1, 500万円以内	7年以内 固定 年2.00%以内 (据置 1年以内)	年0.25%～1.70% ※市補助後		元金均等返済				